

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|-------------------|
| 12 | 固定資産税関係事務 基礎項目評価書 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

三股町は、固定資産税賦課事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

内部による不正利用の防止のため、システム操作者に守秘義務を課し、ユーザーIDやパスワードにより操作者が操作する権限を限定している。また、事務の一部を外部委託業者に委託しているが、個人情報の保護に関する契約を締結し対応している。

評価実施機関名

宮崎県三股町

公表日

平成27年9月18日

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 | |
|--------------------------|---|
| ①事務の名称 | 固定資産税関係事務 |
| ②事務の概要 | 地方税法(昭和25年法律第226号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例に基づき、固定資産税を課税する。また、住民からの申請により、各種証明書の発行を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ・登記による所有権等の異動処理 ・固定資産税の賦課及び更正 ・所有物件の照会 ・納税通知書等の納税義務者への通知 |
| ③システムの名称 | 1. 固定資産税システム 2. 地方電子申告支援サービス 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー |
| 2. 特定個人情報ファイル名 | |
| 固定資産税情報ファイル | |
| 3. 個人番号の利用 | |
| 法令上の根拠 | 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(番号法) 番号法第9条第1項及び同法別表第1の第16項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(別表第1省令) 別表第1省令第16条 |
| 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 | |
| ①実施の有無 | [実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 |
| ②法令上の根拠 | 番号法第19条第7号及び別表第2の第27項 |
| 5. 評価実施機関における担当部署 | |
| ①部署 | 税務財政課 |
| ②所属長 | 税務財政課長 上村 陽一 |
| 6. 他の評価実施機関 | |
| | |
| 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 | |
| 請求先 | 三股町 税務財政課 資産税係 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9636 |
| 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ | |
| 連絡先 | 三股町 税務財政課 資産税係 宮崎県北諸県郡三股町五本松1番地1 電話:0986-52-9636 |

II しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | |
|--|-----------------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人が | [1万人以上10万人未満] | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 |
| いつ時点の計数か | 平成27年9月1日 時点 | |
| 2. 取扱者数 | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | [500人未満] | <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満 |
| いつ時点の計数か | 平成27年9月1日 時点 | |
| 3. 重大事故 | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか | [発生なし] | <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし |

III しきい値判断結果

| しきい値判断結果 |
|--------------------------|
| 基礎項目評価の実施が義務付けられる |